

外食業者、米加工品製造業者の皆さまへ

米トレーサビリティ法が スタートしました！

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律。



米トレーサビリティ法

外食業者、米加工品製造業者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、以下の取組を行う必要があります。

食品事故や産地偽装発生時に、原因を速やかに特定でき、事業者の責任の明確化を図ることができます。



外食業者

✓伝票の受領

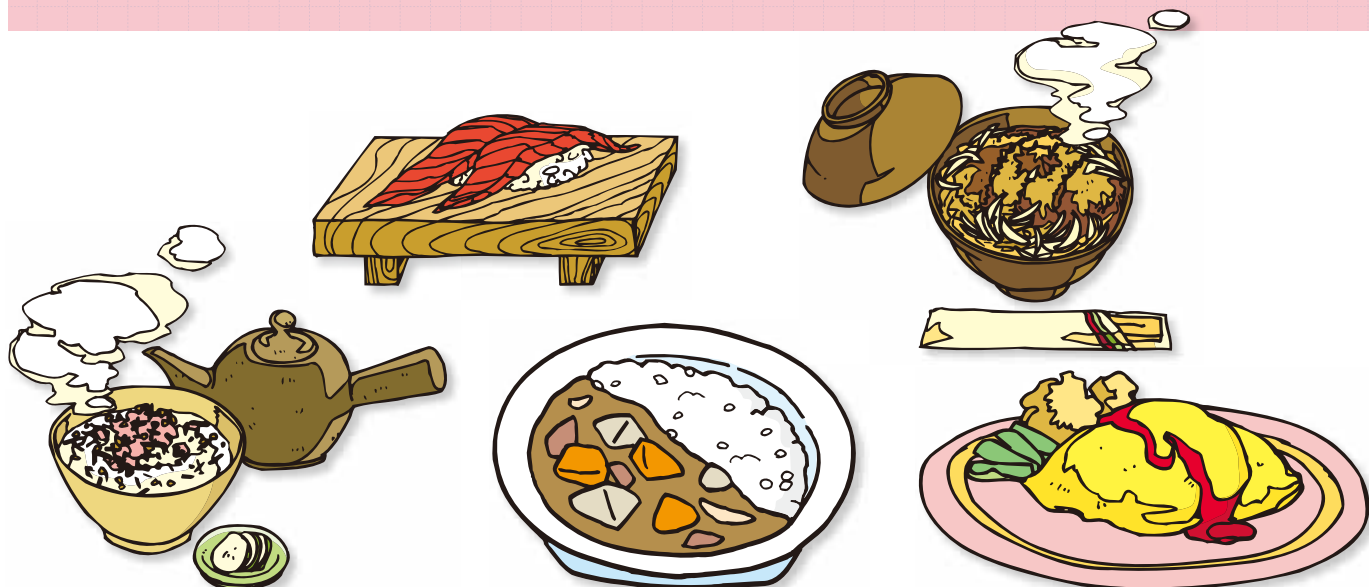
「お米」を入荷した際には、伝票等を受領してください。

✓3年間の保存

受領した伝票等は3年間保存してください。

✓産地を伝達

「ご飯」を提供する際には、「お米」の「産地」をメニューに記載する等により消費者に伝えてください。





米加工品製造業者

✓伝票の受領・発行

原料となる「米」、「米粉」を入荷する際には、伝票等を受領してください。
加工・製造した米加工品を出荷する際には、伝票等を発行してください。

✓3年間の保存

受領又は発行した伝票等の控えは3年間保存してください。

✓産地を伝達

「米加工品」を出荷する際には、原料米の産地を伝票等により取引相手に伝えてください。
一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に原料米の産地を記載してください。



伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

✓対象品目の確認

米穀
中間原材料(米粉等、米菓生地、米こうじ)
米飯類
もち、だんご、米菓
清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

【産地情報の記録・伝達】

国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載(ただし、都道府県名や一般に知られた地名でも可)
外国産の場合はその「国名」を記載

✓伝票の内容の確認

品名 (取引において通常用いている名称)
産地(注1~3) (「国産」「国産」「県産」等)
数量 (取引において通常用いている単位)
年月日 (搬出した日(困難な場合は、受発注日等))
取引先名 (取引先の氏名又は名称)
搬出した場所(その場所が特定できるような名称及び所在地)

(注1)産地情報の伝達義務、伝票への産地の記録義務は、平成23年7月1日より前に、生産者から譲渡されたもの(輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの)については、除外されます。

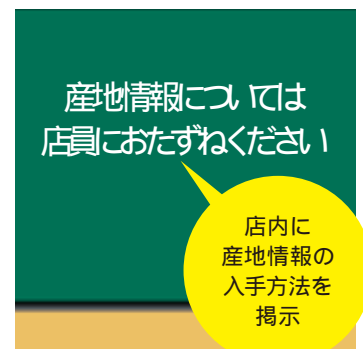
(注2)産地の記載については、取引先の業者により伝達された産地情報に基づいて記録してください。

(注3)米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要です。

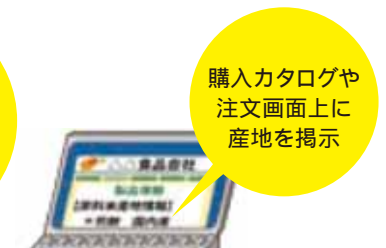
一般消費者への産地情報の伝達

平成23年7月1日施行

外食業者



米加工品製造業者



事業者間の産地情報の伝達

平成23年7月1日施行

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。



取引等の記録及び産地情報の伝達の義務違反があった場合には罰則が適用になります。

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法 |



お問い合わせ先

群馬県食品安全局衛生食品課

TEL.027-226-2448・2449

群馬県農政部蚕糸園芸課

TEL.027-226-3128

群馬農政事務所 消費流通課

TEL.027-221-1415